平成30年度 総合評価落札方式及びプロポーザル方式に おける評価基準の見直しについて(業務)

平成30年7月25日中部地方整備局 港湾空港部

- ◆平成30年8月1日以降に公告する業務より適用するものです。
- ◆本運用方針に基づき個別の業務に適用される評価項目等は、各業務の入札説明書を参照 してください。
- ◆本方針の内容は変更する場合がありますので、以下ホームページでご確認願います。
- ◆問い合わせ窓口
 - 〇中部地方整備局港湾空港部:pa.cbr-nyuusatsu@mlit.go.jp(担当:品質確保室)
 - ○本資料に対する質問と回答は、中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ (http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/20/21/26/) に掲載します。

平成30年度総合評価落札方式及びプロポーザル方式における評価基準の見直しについて(業務)

・プロポーザルにおける技術提案書を特定するための条件の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	٠
・配置予定管理技術者(技術指導者)の経験及び能力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

プロポーザル方式における技術提案書を特定するための条件の見直し(1)

・プロポーザルにおける技術提案書を特定するための条件の見直し(最低条件の設定)

現行基準

「実施方針・実施フロー・工程表・その他」、「特定テーマに対する技術提案」については、 ヒアリングの結果を踏まえて総合的に評価する。

新基準

「実施方針・実施フロー・工程表・その他」、「特定テーマに対する技術提案」については、ヒアリングの結果を踏まえて総合的に評価する。

なお、下記の評価項目の配点合計が満点の6割未満の場合は、特定しない。

- 【実施方針・実施フロー・工程表・その他】のうち、「業務理解度」及び「実施手順」
- 【特定テーマに対する技術提案】



配置予定管理技術者(技術指導者)の経験及び能力

・優良業務表彰の評価基準の見直し

現行基準

<配置予定技術者(技術指導者)の経験及び 能力>

平成27年度以降29年度末までに完了した中部地方整備局(港湾空港関係)発注業務のうち、「建設コンサルタント等業務」において、優良業務技術者表彰及び担当した業務の優良業務表彰の有無について、下記の順位で評価する。

- ① 優良業務技術者の局長表彰の実績がある。 (10点)
- ② 優良業務技術者の事務所長表彰の実績 がある。(8点)
- ③ 担当した業務の優良業務の局長表彰の実 績がある。(6点)
- ④ 担当した業務の優良業務の事務所長表彰 の実績がある。(4点)

なお、実績が無い場合は加点しない。

新基準

<配置予定技術者(技術指導者)の経験及び 能力>

平成27年度以降29年度末までに完了した中部地方整備局(港湾空港関係)発注業務のうち、「建設コンサルタント等業務」において、優良業務技術者表彰及び担当した業務の優良業務表彰の有無について、下記の順位で評価する。

- ① 優良業務技術者の局長表彰の実績がある。 (10点)
- ② 優良業務技術者の<mark>部長表彰又は</mark>事務所 長表彰の実績がある。(8点)
- ③ 担当した業務の優良業務の局長表彰の実績がある。(6点)
- ④ 担当した業務の優良業務の<mark>部長表彰又は</mark> 事務所長表彰の実績がある。(4点)

なお、実績が無い場合は加点しない。